

○ 民間広報媒体を利用した広報実施要領の制定について（通達）

（平成 31 年 3 月 7 日付け通達香広被第 34 号）

県警察では、安全で安心な地域社会の実現に向けた積極的な情報発信の取組の一環として、ケーブルテレビのデータ放送、自動販売機のメッセージボード及びコンビニエンスストアの電光掲示板を利用した広報を実施してきたところであるが、この度、コンビニエンスストアの統廃合に伴い、コンビニエンスストアでの広報が廃止となることから、新たに別添「民間広報媒体を利用した広報実施要領」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から運用を行うこととしたので、引き続き積極的かつ適正な運用に努められたい。

なお、「民間広報媒体を利用した広報実施要領の制定について」（平成 29 年 1 月 4 日付け通達香広被第 2 号）は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別添

民間広報媒体を利用した広報実施要領

1 目的

この要領は、民間広報媒体（ケーブルテレビのデータ放送、自動販売機のメッセージボードをいう。以下同じ。）を利用した広報の実施に関し、必要な事項を定め、もってタイムリーかつ効果的な情報発信を積極的に行うことにより、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 運用体制

(1) 総括管理責任者

警察本部に総括管理責任者を置き、広聴・被害者支援課長をもって充てる。

総括管理責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア 運用責任者の作成したコンテンツ（民間広報媒体において取り扱われるイメージデータ又は文字情報をいう。以下同じ。）の掲載、変更又は削除の処理（以下「掲載処理」という。）に関する事。

イ 民間広報媒体を利用した広報の適正かつ円滑な運用管理に関する事。

(2) 運用責任者

所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。運用責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア コンテンツの作成に関する事。

イ 掲載されたコンテンツ（自所属において作成したものに限る。）の内容の管理に関する事。

3 民間広報媒体の連携企業

(1) ケーブルテレビのデータ放送

連携企業；株式会社ケーブルメディア四国

(2) 自動販売機のメッセージボード

連携企業；四国コカ・コーラボトリング株式会社

4 コンテンツの掲載情報量

(1) ケーブルテレビのデータ放送

文字情報；最大 24 文字（タイトル）、最大 400 文字（記事）

画像情報；写真 1 枚（縦横比 3：4、容量 1 メガ以内、J P E G 画像）

(2) 自動販売機のメッセージボード

文字情報；標準 20 文字

5 コンテンツの掲載処理手続

運用責任者は、コンテンツの掲載処理を依頼しようとするときは、別記様式の「広報文掲載処理依頼書」を作成し、総括管理責任者に提出するものとする。

総括管理責任者は、運用責任者から提出を受けた「広報文掲載処理依頼書」の内容を確認した上で、速やかに掲載処理を行うものとする。

6 運用上の留意事項

- (1) コンテンツの作成及び掲載処理に当たっては、著作権の有無、所在等に十分留意し、必要に応じ許可を得るなど、適切な措置を講じるとともに、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）を遵守した適正な個人情報の取扱いに努めるものとする。
- (2) 警察情報セキュリティについては、香川県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成 19 年香川県警察本部訓令第 24 号）等の警察情報セキュリティポリシーに定めるところによるものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、民間広報媒体を利用した広報の実施に関し、必要な事項は、総括管理責任者が定める。

(別記様式 省略)